

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001

fax 0745 (74) 1011


ホームページ:

<http://www.town.ikaruga.nara.jp/>

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベント等の情報は、9月2日時点での情報です。新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止する場合があります。

 = 健康マイレージポイント対象事業です

お知らせ版



斑鳩

いかるが

令和4年度 幼稚園入園・保育所入所申請

教育委員会総務課 (☎内線234)
子育て支援課
(☎0745⑦1152)

令和4年4月1日からの幼稚園(町立)入園、保育所(町立・私立)入所申請については、申請受付期間、入所条件などの詳細を、10月号広報に掲載します。申請受付期間内に必ず申請してください。

「産業まつり2021」の中止

建設農林課 (☎内線216)
開催を予定していた「産業まつり2021」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止します。

農産物品評会の開催

建設農林課 (☎内線216)

日時・場所

受付 12月4日(土)

午前9時〜11時30分

役場1階 第2会議室

一般展示 12月6日(月)

午前8時30分〜午後3時

役場1階 ロビー内通路

※品評会出品物の即売会は開催せず、一般展示終了後にフードバンク奈良へ贈呈します。

歩こうチャレンジ



保健センター (☎0745-70-0001)



対象 町在住の20歳以上の人

実施期間 10月1日(金)〜31日(日)

内容 実施期間中、毎日の歩数を記録表につけ、保健センターへ提出すると、歩数の多かった上位3人のニックネームと歩数を12月に町ホームページに掲載します。さらに、順位に応じて健康マイレージポイントを贈呈します。

1位:25ポイント 2位:15ポイント 3位:10ポイント

参加者全員に2ポイント さらに! 248,000歩達成者には追加で3ポイント!

参加方法 記録表を保健センター窓口またはfax・メールで提出してください。

※記録表は保健センターで配布または町ホームページからダウンロードできます。

fax 0745-74-0903 E-mail hoken@town.ikaruga.nara.jp

メールでの提出方法

右記のQRコードを読み取ってください。
(保健センターのメールアドレスが読み取れます)
記録表の画像を送信してください。



みんなで、歩く
習慣をつけよう!!



提出期間 11月1日(月)〜15日(月)

トップックス

催し

募集

お知らせ

催し

子育て支援講座

「ベビージョガ&ママヨガ」

子育て支援課

☎0745-71152

赤ちゃん和妈妈をつなぐ親子で楽しむヨガです。

日時 10月22日(金)

第一部 午前9時30分～10時30分

第二部 午前11時～正午

場所 生き生きプラザ斑鳩

1階 療育ルーム

対象

第一部 生後6か月～1歳の赤ちゃんとその保護者

第二部 1歳～1歳半の赤ちゃんとその保護者

講師 J A H A認定ベビージョガ&

ママヨガインストラクター

千葉 麻梨子 氏

持物 バスタオル、飲み物、健康マ

イレージポイントカード

※動きやすい服装でお越しください。

定員 各部5組(先着順)

申込 10月15日(金)までに、子育て

支援課へ電話でお申し込みください。



子育て支援講座

子育てサポーター養成講座

「もしもの時のために 救護法をマスターしよう」

子育て支援課

☎0745-71152

日本赤十字社の幼児安全法短期講習です。乳幼児の応急処置について学びましょう。

日時 10月14日(木)

午前9時30分～11時30分

(受付 午前9時10分)

場所 中央公民館2階 創作室

講師 日本赤十字社奈良県支部指導員

持物 筆記用具、健康マイレージポイントカード

※動きやすい服装でお越しください。

定員 15人(先着順)

申込 10月7日(木)までに、子育て

支援課へ電話でお申し込みください。

(無料託児あり)

※託児(生後満5か月～)を希望される場合は、当日午前9時15分までにお越しください。



トピックス

催し

募集

お知らせ

チャレンジ介護予防!



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、すべての教室を事前申込制とします。みなさんのご理解ご協力をお願いします。

詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

対象 町在住の65歳以上の人

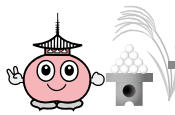
問合せ・申込先 地域包括支援センター

(☎0745-75-4000・0745-74-5666)

○お互いに感染しない・させないために(お願い)

- ・事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。(申し込みのない人は当日参加できません)
- ・ご自宅で体温を測定してきてください。当日受付でお伺いします。(37.5℃以上ある人は参加できません)
- ・体調の変化(体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある人は、参加を中止しましょう。
- ・マスクを着用しましょう。(マスクを着けていない人は参加できません)
- ・手指消毒にご協力をお願いします。

	日程	時間	場所	内容	持物	定員	申込
運動教室	10月6日(水)	午後2時～3時 事前に検温・血圧測定を済ませてください。	生き生きプラザ斑鳩1階 機能回復訓練コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各25人(先着順)	
	10月13日(水)						
	10月20日(水)						
	10月27日(水)						
	※上記の日程からご希望日を一回利用していただけます。						
栄養改善教室	10月19日(火)	午前10時～11時	生き生きプラザ斑鳩2階会議室	調理方法などをレシピにそってわかりやすく学びます。	筆記用具	15人(先着順)	前日までに電話でお申し込みください。
生き生きセミナー	10月25日(月)	午前10時～11時	西公民館 集会室1・2	フレイル予防体操など	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各20人(先着順)	
	10月26日(火)	午後1時30分～2時30分	東公民館 集会室1・2				
	10月27日(水)	午前10時～11時	法隆寺五丁地区 地域交流館				



家庭教育学級

「わたしの学び、みんなの学び」

中央公民館(水曜休館)

(☎0745-741511)

小学校の教員として、父親としての学びについて、講師が自身の経験をもとに、印象に残った言葉を添えながらお話しします。

日時 9月21日(火)

午前9時30分～11時

場所 中央公民館2階 創作室

講師 斑鳩小学校校長

稲浦 聡 氏

申込 前日までに、中央公民館へお申し込みください。(受講無料)

家族介護支援講座

地域包括支援センター

(☎0745-740000、

0745-745666)

介護が必要な人への介護のポイントや介護者の健康づくりについて楽しく学びます。

日時 10月20日(水)

午後2時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩

2階 会議室

内容 車いすの介助方法について

対象 家族を介護している人や介護に関心のある人(介護職の従事者を除く)

大会のお知らせ

中央体育館 (☎0745-75-3100)

●スポーツ

大会名	ソフトボール選手権大会
日時	10月17日(日) 午前8時30分～ 10月24日(日) 午前8時30分～
場所	斑鳩健民運動場
申込期間	9月27日(月)～10月11日(月)

※申し込み、詳細、開催状況については、事前に中央体育館へお問い合わせください。(水曜休館)

持物 筆記用具・タオル・飲み物
費用 無料
定員 15人(先着順)
申込 10月19日(火)までに地域包括支援センターへお申し込みください。
※当日はご自宅で体温を測定してきてください。受付で伺います。また、マスク着用にご協力をお願いします。

認知症カフェ[和]

地域包括支援センター(☎0745-75-4000・0745-74-5666)

認知症カフェとは、認知症の当事者だけでなく、その家族や専門職、地域の人などが気軽に集い、情報交換や交流ができる場です。お気軽にお越しください。

対象 町在住の人 費用 飲食代は実費負担

※町内の認知症カフェは都合により中止となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

町内の認知症カフェ 一覧

場所	開催日時	日程	申込・問合せ
生き生きプラザ斑鳩内 喫茶レインボーウォーク または2階会議室 (小吉田 1-12-35)	毎月第1水曜日 (または第1木曜日) 午前10時～11時30分	10月6日(水) <small>※当初10月7日(木)としていましたが、会場都合により、10月6日(水)に変更します。</small>	地域包括支援センター (☎0745-75-4000 ・0745-74-5666)
グループホーム カノンの扉 (阿波 3-11-6)	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分	10月13日(水)	カノンの扉 (☎0745-74-6333)
デイサービス ロハスの森 (服部 1-4-35)	毎月第3金曜日 午後1時30分～3時30分	10月15日(金)	ロハスの森 (☎0745-74-6842)
創業支援センター ふらっぴん♪ (神南 5-14-16)	毎月第4火曜日 (祝日の場合は第3火曜日) 午前10時～11時30分	10月26日(火)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000 ・0745-74-5666)
デイサービス ロハスの学校 (龍田南 1-3-53)	毎週月曜日 午後1時～3時	毎週月曜日	ロハスの学校 (☎0745-43-7762)



トピックス

催し

募集

お知らせ

（仮）「畑ヘルパー倶楽部を通じて分かったこと」 「ボランティア活動のその先に」

住民活動センター

（生き生きプラザ斑鳩内）

☎0745-0923（直通）

農作業のお手伝いを仕組みできたらと、ボランティア団体をソーシャルビジネスとして立ち上げ、そこから分かった達成感や感謝の気持ちボランティアの先にあることをお話します。

まちの活性化に一役買いたい、充実したセカンドライフにしたい、地域の人とつながりたいなどとお考えの人は、ぜひご参加ください。

日時 10月6日（水）午後1時30分～

場所 役場 地下大会議室

講師 農業ボランティア「畑ヘルパー倶楽部」代表 見掛 加奈 氏

定員 20人（先着順）

申込 10月4日（月）までに住民活動センターへお申し込みください。

※託児はありませんが、お子さんの同伴は可能です。



全国瞬時警報システム 全国一斉情報伝達訓練

安全安心課（☎内線272）

地震や武力攻撃などの発生に備えて、情報伝達訓練を行います。

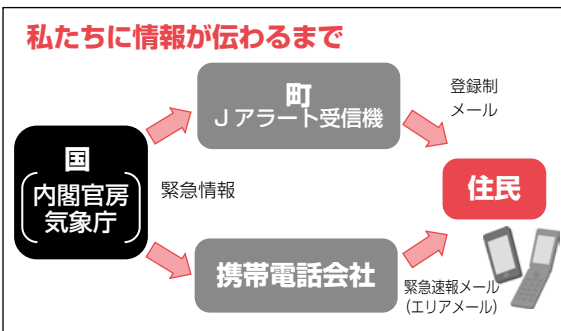
この訓練は、全国瞬時警報システム（※Jアラート）を用いた訓練で、斑鳩町以外の地域でも全国一斉にさまざまな手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

訓練実施日時

10月6日（水）午前11時頃

斑鳩町での訓練内容

斑鳩町防災情報メールに登録している人へ、Jアラートで受信した内容（テキスト文）を送信します。



※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

建物火災等による サイレン吹鳴の休止

安全安心課（☎内線272）

本町内で建物火災等が発生した場合に、消防団員を招集するためや災害情報を住民のみなさんに伝達するための「サイレン設備」に、経年劣化による故障が発生したため、当面の間、サイレンの吹鳴を休止します。

災害発生情報の伝達方法

◎住民のみなさんへの周知

地震、台風などの自然災害、避難が必要な火災、弾道ミサイル等の警報発令には、緊急速報メール（エリアメール）、町防災情報メールなどを活用し、お知らせします。

◎消防団員の招集

これまでも利用している奈良県広域消防組合から各団員のスマートフォン等への電話（自動音声）やメールでお知らせします。

建物火災等の地点確認方法

奈良県広域消防組合ホームページ、同組合災害案内ダイヤルで確認することができます。

奈良県広域消防組合ホームページ

<https://www.narask119.jp>



斑鳩町ホームページ

<https://www.town.ikaruga.nara.jp>



公式 facebook



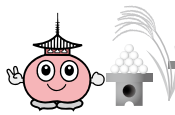
奈良県広域消防組合災害案内ダイヤル

0180-99-7552

斑鳩町防災情報メール

災害発生時の避難情報などをメールでお知らせします。登録がまだの人は町ホームページからお手続きをお願いします。





**水道使用水量のお知らせ
(検針票) が変わります**

上下水道課(上水道) (☎0745-74-1401)

令和3年10月分から、「水道使用量のお知らせ」(検針票)の様式を変更します。新しい検針票は、見やすい表形式で記載し、合計金額欄を設けています。

水道(下水道)使用水量のお知らせ

使用期間 令和3年8月6日～10月5日
住 所 斑鳩町法隆寺西3丁目7-12

斑鳩 太郎 様

水栓番号	*****	口 径	20
メーター番号	3-000	検針員	****

今回使用水量のお知らせ

今 回 指 針	41 m ³
前 回 指 針(-)	20 m ³
メーター取替前水量(+)	m ³
今回使用水量	21 m ³

ご請求予定額(税込)

請 求 年 月	令和3年9月分	令和3年10月分
使 用 水 量	11 m ³	10 m ³
水 道 料 金	2,420 円	2,233 円
下 水 道 使 用 料	1,452 円	1,320 円
合 計 金 額	3,872 円	3,553 円

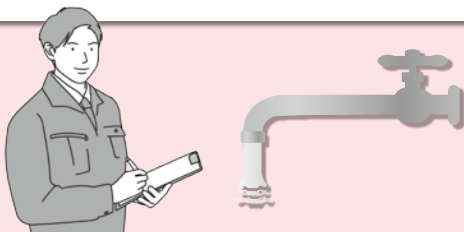
料金領収のお知らせ ~口座振替をご利用の方へ~

請 求 年 月	令和3年6月分	令和3年7月分
振 替 日	令和3年8月5日	令和3年9月6日
使用水量	8 m ³	8 m ³
振替金額	2,915 円	2,915 円

上記金額を、ご指定の口座より振替させていただきました。

お知らせ欄

斑鳩町上下水道課 TEL(0745)74-1401



令和4年度一般財団法人自治総合センター・コミュニティ助成事業

総務課(☎内線271)

コミュニティ助成は、自治会などが行うコミュニティ活動を推進し、その健全な育成をはかるために、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施しています。

コミュニティ活動や地域の防災活動に直接必要な設備に対する費用が助成の対象となります。

詳しくは、総務課へお問い合わせください。

申請期限 10月15日(金)まで

発達障害にかかる巡回相談

福祉課(☎内線125)

発達障害について心配や不安のある人やその家族からの相談を受け付けます。(大人の発達障害も対象)

「奈良県発達障害者支援センター」で「あー」の専門職の職員も交えて、お話を伺います。

秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。(要事前予約)

巡回相談日 10月19日(火)

午前9時～午後4時

場所 役場内会議室

申込 福祉課窓口または電話でお申し込みください。簡単な聞き取りと、巡回相談の時間の予約を受け

付けます。なお、相談枠が定員となった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。

証明書等コンビニ交付サービスの一時停止

住民課(☎内線161)

コンビニ交付サービスにおけるメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの各種証明書の交付サービスを停止します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

停止期間 9月21日(火)

午後1時～9時

水道メーター取り替え

上下水道課(上水道)

(☎0745⑭1401)

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。

上下水道課では、有効期間が満了を迎える水道メーターを交換していきます。来月は次のとおり作業を行いますので、ご協力をお願いします。

取替期間 10月12日(火)～25日(月)

取替地区 興留1・2・4・5・6・8丁目

※対象となるご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します。

委託業者 関西水道用品(株)

**令和4年度斑鳩町まちなか観光
景観形成事業の事前相談**

都市創生課(☎内線292)

法隆寺をはじめとする世界文化遺産がある本町の魅力ある歴史的な町並みの維持をはかりながら、観光まちづくりを推進するために、法隆寺周辺地区の修景施設の新築、増築、改築、改修、移設などを行う人に対して、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金を交付しています。

令和4年度の申請を検討している人に対して、事前相談を受け付けます。

事前相談受付期間

9月15日(水)～10月15日(金)

対象施設	斑鳩町歴史的風致維持向上計画にもとづく重点区域内の西里、東里、三町、五丁町における建築物または外構施設で、令和4年12月末日までに工事が完了する施設 (ただし、新築については、別途条件あり)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設について、歴史的な町並みの景観形成を目的として修景整備を行うおととする人 申請時点で町税に滞納がない人 修景事業に関して国、県、町の他の制度による補助金を受ける予定がない人
補助金額	補助対象事業費の2/3以内(限度額あり)
対象経費	施設の修景に関する経費 (土地、内部改修等に関する経費は除く)

(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時30分)
 ※来庁される前に、都市創生課へご連絡ください。

◆令和4年度は5月初旬頃に募集を行う予定です。

◆事前相談の有無は、補助金の交付決定に影響を及ぼすものではありません。

◆国の補助金を活用した令和4年度の事業のため、町の予算および国からの補助金を確保できなかった際には、募集を行わない場合があります。あらかじめご了承ください。

SMS(ショートメッセージサービス)による国民健康保険税の納付勧奨

国保医療課(☎内線115)

国民健康保険税の納期限が過ぎても納付の確認ができない人を対象に、コールセンターから電話による納付の呼びかけを実施していますが、これに加えて、携帯電話、スマートフォン、SMS(ショートメッセージサービス)の送信による納付の呼びかけを10月から開始します。
 国民健康保険税は必ず納期限までに納付してください。

表示される電話番号

(☎0032-06-9333など)

※この事業に関して、特に手続きをしないでいただく必要はありません。

※納付いただいてから入金の確認までに日数がかかるため、行き違いで送信する場合があります。

※金融機関名や口座番号を指定し、振込を指示するようなことは一切ありません。振込め詐欺等の特殊詐欺にご注意ください。

※事情があり納期限までに納付が難しい人は、国保医療課までご相談ください。

屋外で清掃や花壇の手入れなどをするときにはセアカゴケグモに注意しましょう!

保健センター

(☎0745②0001)

セアカゴケグモは、排水溝の側面やふたの裏、花壇のブロックのくぼみ、植木鉢の裏などに住みます。

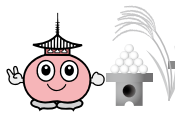
見つけたときは、市販の家庭用の殺虫剤を吹き付けるか、踏みつぶすなどして駆除してください。

清掃や花壇の手入れなど屋外で作業するときは、軍手やゴム製の手袋などを着用し、注意してください。

万一かまれたときは、できるだけ早く病院に行って治療を受けてください。病院にクモを持参すると、適切な治療につながります。



町内でも見つかっています! ご注意ください。



消費生活相談室からのお知らせ

**一方的に送り付けられた商品は
ただちに処分可能になりました!!**

【事例】 遠方の業者から「25年前に当地に旅行をした際に魚介類を購入された名簿があり、電話をした。現在、コロナの影響で困っているので魚介類を買ってください」と電話があった。何度も断ったのに、業者は「送ります」と言って電話を切ってしまった。もし届いたらどうすればよいか。

《消費者のみなさんへのアドバイス》

- ・特定商取引法改正前の規定では、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送付された商品について、消費者は、その商品の送付があった日から起算して原則14日が経過するまでは、その商品を処分することはできませんでした。
- ・令和3年の法改正により、7月6日以降は、売買契約に基づかないで、一方的に送り付けられた商品については、消費者はただちに処分することができるようになりました。

- ・金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

- ・一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができません。

- ・コロナ禍で海外から日本国内に居住する消費者に送り付けられる事例も発生していますが、それらの商品についても適用されます。

困った時は・・・

消費生活相談日

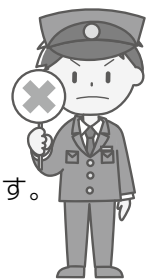
毎週木曜日 午後1時～4時

ただし、第4木曜日は午前9時～正午・午後1時～4時

※月により変更の場合があります。

詳しい日程は、9月号広報の相談日のページをご覧ください。

問合せ 安全安心課 (☎内線273)



西和警察署からのお知らせ

クロスボウは所持禁止となります！

銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)
※改正法は、公布の日(6月16日)から9か月以内に施行されます。

○銃刀法の規制対象となるクロスボウとは？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。



○自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。
(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません)

○具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。
(処分の依頼は施行前でも受け付けています)

受付 西和警察署生活安全課 ☎0745-72-0110(内線265)
平日午前8時30分～午後5時



☆スマートフォンサイトでもQ&Aなどを詳しく掲載しています。こちらのQRコードからご確認ください。

10月1日から7日までは

「公証週間」です

遺言を残したり、土地・建物や金銭の貸借、離婚に伴う養育費、慰謝料などについて契約書を作成してもあとになって、その文書の内容が不明確である、要件を欠いているなどにより紛争になることもあるため、これらの書類を公正証書にしておく心安いです。

お気軽にご相談ください。

※公正証書は、法務大臣によって任命された公証人が作成するもので、公文書としての強い証拠力、執行力が認められています。

相談日時

毎週月～金曜日(祝日は除く)

午前9時～正午

午後1時～4時30分

場所・問合せ

●奈良合同公証役場

(〒630-8115) 奈良市大宮町3丁目

4-33 中井ビル3階

(☎0742⑧8511) /

fax 0742⑧8910

●高田公証役場

(〒635-0095) 大和高田市大98

おがわビル2階

(☎0745②7166) /

fax 0745②1254

調停手続無料相談

奈良地方裁判所総務課

(☎0742⑧2604)

お金や土地・建物のトラブル、交通事故、夫婦関係や遺産分割など家庭のもめごとに関し、民事・家事調停委員が調停の手続きについて無料で相談に応じます。

日時・場所

10月7日(木)

午前10時～午後3時

・奈良県産業会館 (大和高田市)

・五條市中央公民館 (五條市)

10月12日(火)

午前10時～午後3時

・吉野町保健センター (吉野町)

・奈良県文化会館 (奈良市)

(奈良市のみ午前10時～午後4時)

※事前予約不要

※訴訟や調停になっている事件の相談や法律判断を求める相談はご遠慮ください。

主催 公益財団法人日本調停協会連

合会、奈良県調停協会

後援 奈良地方・家庭裁判所

後援 奈良地方・家庭裁判所



「法の日」週間記念無料相談

奈良弁護士会

(☎0742②2035)

日時・場所

10月4日(月) 経済会館

(大和高田市大98-106-2)

10月6日(水) 奈良弁護士会館

(奈良市中筋町22番地の1)

※両日とも、午前9時30分～正午、

午後1時～3時30分

申込 9月22日(水)までに、奈良弁護士会へ電話(平日の午前9時30

分～午後5時)で予約してください。

関西停電情報

関西エリアの停電情報を
スマートフォンがお知らせします!

まずは、無料アプリをダウンロード



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう

iPhone/
Android共用



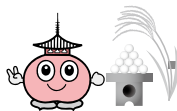
アプリからもチャットにアクセスできます!



てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。





10月1日は浄化槽の日

浄化槽は適正に管理しましょう

浄化槽を設置し、使用を開始すると、管理者には保守点検・清掃と、法定検査の受検が浄化槽法により義務づけられています。維持管理が適正に行われないと放流水の水質悪化や悪臭の発生の原因となりますので、必ず行ってください。

環境対策課 (☎内線132)

浄化槽の管理方法

①保守点検(定期的)

浄化槽の機能を維持するために必要で、機械の調整、修理および消毒薬の補充を行います。

- * 家庭用の浄化槽では4か月に1回(処理対象人員が21人以上のものは3か月に1回)以上行うよう定められています。
- * 管理者自らが点検できない場合は、県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して必ず点検してください。

②清掃(毎年1回以上)

浄化槽内に溜まった汚泥などを引き抜いたり、機械器具などの洗浄や清掃を行います。浄化槽を使い始めて1年経過後から、毎年1回以上、浄化槽の清掃を行ってください。

- * 町の許可業者に委託してください。



③法定検査(使用開始後6~8か月経過後・毎年1回)

浄化槽法では、浄化槽の管理者は、浄化槽の「法定検査」を受検することが義務づけられています。「法定検査」には、新規設置後に、適正な設置と所定の機能を発揮しているかどうかを判定する「7条検査」と、毎年1回定期的に行い、平常の保守点検・清掃が適切に行われているかどうかを判定する「11条検査」があります。

法定検査は、浄化槽を快適に使用するために行う健康診断にあたるものです。生活環境の保全・公衆衛生の向上のために、積極的な「法定検査」の受検をお願いします。

- * 検査は、管理者が指定検査機関(知事が指定)へ依頼してください。
- * 浄化槽法により、「保守点検と清掃を実施しない人」や「法定検査を受検しない人」は、処罰されることがあります。

○保守点検・清掃業者(五十音順)

- 国見工業(有) 点検・清掃 (☎0745-75-5201)
- (有)清水環境開発 点検・清掃 (☎0745-75-6224 ☎0745-75-4488)
- ヤマトホームサービス 点検 (☎0745-75-3039)

○指定検査機関

- 一般社団法人奈良県環境保全協会 (☎0745-22-5161)
- *詳しくは、環境対策課へお問い合わせください。

○その他

- 浄化槽を設置・使用開始・管理者変更・廃止する場合には、届出を行うことが義務づけられています。
- 届出が必要な場合は、奈良県景観・環境総合センターに届出を行ってください。
- 奈良県景観・環境総合センター (☎0744-47-3805)





全国のコンビニで、
いつでも簡単!

使ってみてね! 証明書等コンビニ交付サービス

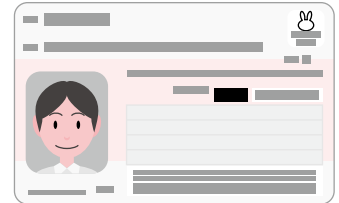
住民課 (☎内線 161)

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機から、住民票の写しなどの各種証明書の交付を受けられます。ぜひ一度ご利用ください。



利用できる人

斑鳩町に住所があり、利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号)が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人。
※15歳未満の人は利用できません。



利用時間

毎日 午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日、メンテナンス日を除く)



対象コンビニ

全国のセブン-イレブン・ローソン・ファミリーマートなど
※マルチコピー機を設置していない店舗では利用できません。



対象の証明書

- ◇住民票の写し(本人および同一世帯の人の分のみ取得可能)
- ◇住民票記載事項証明書(本人および同一世帯の人の分のみ取得可能)
- ◇印鑑登録証明書
- ◇戸籍(全部・個人)事項証明書(本籍が斑鳩町の人で最新のものに限り)
- ◇戸籍の附票の写し(本籍が斑鳩町の人で最新のものに限り)
- ◇所得(課税)証明書(現年度・前年度)(各年度の基準日(その年の1月1日)に斑鳩町に住民票がある人に限る。*課税資料(所得情報)のない人は事前に所得に関する申告が必要です)

コンビニ交付を利用するには、マイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードは、12桁のマイナンバーが記載されたプラスチック製のカードです。本人確認書類のほか、コンビニ交付やe-Taxでの確定申告にも利用できます。(カードの交付は申請から約1か月～1か月半程度かかります)

平日に役場にお越しただけでない人は、下記のとおり休日交付を行いますので、ご利用ください。

日時 10月9日(土)、11月7日(日) 午前8時30分～正午

※マイナンバーカードの交付・申請には、本人確認書類を持参のうえ、
必ずご本人がお越しください。

その他の持ち物、申請方法などは、住民課へお問い合わせください。
(交付・申請方法によって持ち物が異なります)

※住民課で申請補助サービス(予約制)を行っています。詳しくは、住民課へお問い合わせください。

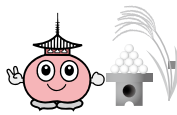


トピックス

催し

募集

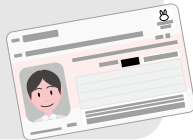
お知らせ



コンビニ交付サービスを使ってみよう!



①マイナンバーカードを持ってコンビニに行きます。



②マルチコピー機のタッチパネルの「行政サービス」ボタンを押します。(コンビニによって画面が異なります)



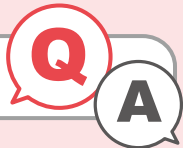
③所定のカード置き場にマイナンバーカードを置き、カードの暗証番号(数字4桁)を入力します。



④希望する証明書の種別・部数などを選択し、手数料(窓口の場合と同額)を入れます。
※マルチコピー機から証明書が印刷されますので、その場を離れずにお待ちください。



おしえて!パゴちゃん コンビニ交付



Q 暗証番号を忘れてしまった!!

A 改めて暗証番号を設定していただくことになります。また、3回続けて暗証番号を間違えるとロックがかかってしまいます。どちらもご本人がマイナンバーカードを持って、住民課へお越しください。(受付は、役場開庁日の8:30~17:30)

Q パゴちゃんカードはもういらないの?

A 必要です!パゴちゃんカードは、印鑑登録証を兼ねています。窓口で印鑑登録証明書を発行する際には、必ず必要ですので、捨てないでください。

※役場窓口では、今までどおり、各種証明書の発行を行っています。
※マイナンバーカードの申請方法など、詳しくは、
町ホームページをご確認いただくか、住民課へお問い合わせください。
町ホームページ(<http://www.town.ikaruga.nara.jp/0000000362.html>)

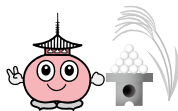


トピックス

催し

募集

お知らせ



オンラインでの
相談ができるように
になりました!

子育て相談



子育て支援課 (☎0745-75-1152)

子育てについてのさまざまな悩みを
臨床心理士などがお受けします。

- 日時** 毎月第2・第4水曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(1時間程度)
場所 生き生きプラザ斑鳩
 ※オンライン相談を希望の場合は、ご自宅(インターネット環境のある場所)
 から相談できます。
 ※ご予約は、子育て支援課へご連絡ください。

オンライン相談の流れ



※オンライン相談の媒体については、予約時にお伺いします。



行事予定

9月 18日(土)	人権セミナー「絵本から人権を」 ㊦ 中央公民館 大ホール ㊨ 13:30～15:00 ㊧ 中央公民館 (☎0745-74-1511)	10月 5日(火)	行政相談 ㊦ 役場1階第3会議室 ㊨ 13:00～16:00 ㊧ 住民課 (☎内線163)
9月 30日(木)	<9月の納期限> 国民健康保険税(第3期分) 後期高齢者医療保険料 (第3期分) ㊧ 国保医療課 (☎内線114) 介護保険料(第3期分) ㊧ 福祉課 (☎内線126)	10月 9日(土)	マイナンバーカードの 交付・申請休日受付 ㊦ 役場1階 住民課窓口 ㊨ 8:30～12:00 ㊧ 住民課 (☎内線161)

㊦開催場所 ㊨開催時間 ㊧問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事等は変更される場合がありますのでご了承ください。

この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。
 編集・発行: 総務課 (☎内線271)